

第 1 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 20 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第1回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月20日(月) 午後2時から午後2時56分まで

2 開催場所 秋田市役所 正庁

3 委員定数 19人

4 出席農業委員 19人

1番	齊藤善彦	2番	佐々木吉秋
3番	鈴木昇	4番	白岩勝
5番	関正美	6番	相場堅一
7番	加藤淳	8番	武藤真作
9番	星容子	10番	伊藤洋文
11番	三浦宏和	12番	柴田ますみ
13番	佐々木和昭	14番	加賀屋慎一
15番	鎌田悦雄	16番	佐々木繁明
17番	藤田修	18番	佐々木英久
19番	佐藤きよ子		

5 欠席農業委員
なし

6 議事日程

第1	議事録署名委員の指名
第2	会期決定
第3	会務報告
第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
第5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
第6	議案第3号 農用地利用集積計画(令和6年度第10号計画)に関する件
第7	議案第4号 非農地証明申請に関する件
第8	議案第5号 令和7年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件

7 事務局職員

事務局長	佐々木嘉文	参事	熊谷勝
副参事	伊藤弘	副参事	住谷真人
副参事	稲葉隆	主席主査	山本郷史
主席主査	勝田茂満	主査	鈴木百愛
主査	幸野善寿	主任	齋藤友毅
主任	佐藤知拡		

8 書記
主査 佐藤知拡

9 議事録署名委員
なし

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和7年第1回農業委員会総会を開会いたします。 委員定数19名中、19名の出席ですので総会の出席委員は定足数に達しており、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第1回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がございますので、1番齊藤善彦委員、3番鈴木昇委員をお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「令和5年度秋田市農業大賞審査委員会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (佐藤主任)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第105回常設審議委員会」について、私から報告をします。 【会務報告3の報告】 次に、会務報告4の「第2回秋田市農業大賞実行委員会総会」について、事務局から報告をお願いします。

事務局 (佐藤主任)	【会務報告4の報告】
議長	次に、会務報告5の「秋田市農作業標準受委託料検討協議会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (幸野主査)	【会務報告5の報告】
議長	次に会務報告6の「令和5年度第3回運営委員会」について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (鈴木主査)	【会務報告6の報告】
議長	次に会務報告7の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告12の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局より報告をお願いします。
事務局 (住谷副参事)	【会務報告7から12までの報告】
議長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
3番鈴木昇委員	はい。
議長	鈴木昇委員、どうぞ。
3番鈴木昇委員	3番鈴木です。 会務報告2にある秋田市農業大賞実行審査委員会の審査結果についてですが、XXXXXXXXXXはどこから推薦があったもののでしょうか。 また、表彰を受ける側の法令違反等の調査というものは実施しているのでしょうか。 なぜ尋ねたかといいますと、今回の表彰対象になっているXXXXXXXXXXについて、かねてより指摘していたのにも関わらず、農地転用の手続きをせずに農地の状態で格納庫等を設置しており、こういった方を表彰して後に問題とならないようにしなければならないと考えたためです。
事務局 (佐藤主任)	XXXXXXXXXXについては、XXXXXXXXXXからの推薦となっております。 また、農業大賞の受賞者については、過去数年の実績等を元に選考しており、法令の遵守状況等については調査していなかったと思います。
3番鈴木昇委員	今回、転用の手続きが後回しになっている状況で、こういった事情を知

		らない方からの推薦ということで仕方ない部分もあるかと思いますが、違反転用とならないように改めて対処しなければならないと思います。
議	長	今回のこの件は農業農村振興課でもおそらく把握していなかったことと思いますので、農業農村振興課と共に事実確認を行い、必要な手続きを行うよう関係各所と協議の上指導するとともに、適切な措置を検討することにしたと思います。
3 番	鈴木昇委員	わかりました。
議	長	他にございますか。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、4 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (齋 藤 主 任)		議案書 1 ページの 1 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲受人は申請地を借入れている法人の構成員であり、当該地の処分を希望した譲渡人と売買により所有権移転を行うこととなったものです。 農地法第 3 条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間 150 日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号 1 について、現地を調査した足利俊博推進委員から報告を受けた 5 番、関正美委員から報告をお願いします。
5 番	関正美委員	5 番関です。 足利推進委員から連絡があり、特段問題ないとの連絡を受けましたので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。

議	長	農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第2号、農地法5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は一般住宅への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画について、譲受人は家族でアパートに居住していますが、手狭になったことから住宅を建築することとしました。住宅用地について、小中学校や医療機関から近い場所を条件に探しましたが、条件を満たす土地のうち、譲受人の希望を最も満たす申請地を選定し転用しようとするものです。 立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農用地区域外、農地区分は第3種農地です。 一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金および借入金、申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和7年9月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条第1項許可見込。土地改良区等からの意見書は、畑のため不要です。 被害防除において、隣接に対する措置はブロック塀および土砂流出防止用縁石を設置する、排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は自然流下です。 現地は令和7年1月8日に確認しております。 説明は以上です。
議	長	次に、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地調査を行った熊谷護推進委員から報告を受けた6番、相場堅一委員から報告をお願いします。
6番相場堅一委員		6番相場です。 熊谷推進委員より報告を受け、翌日私も確認しました。何ら問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。

議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和6年度第10号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (山本主席)		はじめに、所有権移転の8件について説明いたします。議案書は4ページから6ページまでです。 番号1。受け手は[REDACTED]。出し手は[REDACTED]。土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 これを含む合計8件となっており、売買が6件、贈与が2件となっています。 続きまして、利用権設定の5件について説明いたします。議案書は7ページから9ページまでです。 番号1。借り手は[REDACTED]。貸し手は[REDACTED]。 これを含む合計5件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。 以上、令和6年度第10号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見のある方はお願いします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第3号、農用地利用集積計画（令和6年度第10号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、日程第7、議案第4号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。

事務局 (勝田主席主査)	それでは、議案について説明します。議案書の10ページをご覧ください。 番号1。申請人は[REDACTED]。 土地の所在は浜田[REDACTED]。面積は747平方メートル。登記地目および現況地目はともに畑。事由について「昭和53年頃から耕作されておらず山林化している」です。 それでは、非農地証明申請説明資料の裏面をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。 現地は令和7年1月6日に確認しております。 番号1は、申請地の状況から「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。 説明は以上です。
議長	それでは、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、現地を調査した8番武藤真作委員から報告をお願いします。
8番武藤真作委員	8番武藤です。事務局と現地を確認しましたが、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 非農地証明申請に関する件、2件について、ご質問、ご意見のある方はお願いします。
一 同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第4号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。 次に、日程第8、議案第5号、令和7年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (幸野主査)	それでは議案書の12ページをご覧ください。 令和7年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件についてご説明いたします。 先ほどの会務報告でご報告したとおり、農作業標準受委託料検討委員会において、令和7年度の作業料金をとりまとめました。 料金については記載のとおりで、本作業料金表は目安であり、実際の作業料金は委託者と受託者の話し合いにより決めること、また、消費税負担に関する注意書きについて付加しております。 説明は以上です。

議 長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
11番三浦宏和委員	はい。
議 長	三浦委員、どうぞ。
11番三浦宏和委員	11番三浦です。今回の標準受委託料改定で、近隣市町村と比べて遜色ない料金となったのでしょうか。
事 務 局 (幸野主査)	秋田市においては、これまで改定がなかったことから近隣市町村よりも価格が抑えられておりましたが、今回の改定で近隣市町村よりも若干ではありますが高価格設定となりました。
11番三浦宏和委員	わかりました。
議 長	他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、令和7年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、日程第8、議案第5号、令和7年度秋田市農作業標準受委託料の設定に関する件を原案のとおり決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 (午後2時56分終了)